

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

新	旧
<p>(機構からの通知等に係る電磁的方法)</p> <p>第 34 条 規程第 34 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 規程第 34 条第 <u>1 項第 5 号</u> の通知 イ～ニ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(機構からの通知等に係る電磁的方法)</p> <p>第 34 条 規程第 34 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 規程第 34 条第 <u>5 項</u> の通知 イ～ニ (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(総株主通知日程案内の通知時期)</p> <p>第 183 条 機構は、規程第 146 条第 1 項の総株主通知日程案内の通知を、原則として、株主確定日の前営業日から起算して 7 営業日前の日（第 195 条第 1 項括弧書きに規定する場合において総株主通知請求が新株予約権無償割当てに係る株主確定日の 8 営業日前の日に行われたときは、<u>当該株主確定日の前営業日から起算して 6 営業日前の日、新株予約権無償割当てに係る株主確定日の 7 営業日前の日に行われたときは、当該株主確定日の前営業日から起算して 5 営業日前の日</u>）を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(総株主通知日程案内の通知時期)</p> <p>第 183 条 機構は、規程第 146 条第 1 項の総株主通知日程案内の通知を、原則として、株主確定日の前営業日から起算して 7 営業日前の日（第 195 条第 1 項括弧書きに規定する場合において総株主通知請求が新株予約権無償割当てに係る株主確定日の 8 営業日前の日に行われたときは、株主確定日の前営業日から起算して 6 営業日前の日）を行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(発行者による総株主通知請求の方法)</p> <p>第 195 条 振替株式の発行者は、規程第 151 条第 1 項の総株主通知請求を行う場合には、機構に対し、株主確定日とする日の前営業日を起算日として 9 営業日前の日まで（新株予約権無償割当てに係る株主確定日のための総株主通知請求の場合には、株主確定日とする</p>	<p>(発行者による総株主通知請求の方法)</p> <p>第 195 条 振替株式の発行者は、規程第 151 条第 1 項の総株主通知請求を行う場合には、機構に対し、株主確定日とする日の前営業日を起算日として 9 営業日前の日まで（新株予約権無償割当てに係る株主確定日のための総株主通知請求の場合には、株主確定日とする日</p>

日の前営業日を起算日として7営業日前の日まで)に行わなければならない。

2・3 (略)

の前営業日を起算日として8営業日前の日まで)に行わなければならない。

2・3 (略)

別表 3

4 加入者情報Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
加入者情報データ(削除)	午前8時30分から午後5時まで ただし、特定日は、午前8時30分から午後4時まで	規則第28条	削除の請求をする日に入力
加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)	午前8時30分から午後5時まで ただし、特定日は、午前8時30分から午後4時まで	規則第27条	加入者口座コード変更の請求をする日に入力
加入者情報確認結果報告データ	午前8時30分から午後5時まで ただし、特定日は、午前8時30分から午後4時まで	規則第22条	報告する日に入力
振替先口座照会	午前8時30分から午後5時まで ただし、特定日は、午前8時30分から午後4時まで	規程第56条	照会する日の当日に入力

別表 3

4 加入者情報Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
加入者情報データ(削除)	午前8時30分から午後5時まで ただし、特定日は、午前8時30分から午後4時まで	規則第28条	削除の請求をする日に入力
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
振替先口座照会	午前8時30分から午後5時まで ただし、特定日は、午前8時30分から午後4時まで	規程第56条	照会する日の当日に入力

個別株主 通知の申 出取次ぎ データ	午前8時30 分から午後5 時まで ただし、特定 日は、午前8 時30分から 午後4時まで	規程第154条 第3項又は第 7項（同第6 章及び第7章 において読み 替えて準用す る場合を含 む。）	申出の取 次ぎをす る日に入 力	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
② (略)				② (略)			

2. 附則

この改正規定は、平成23年3月22日から施行する。

以 上